

議案第 85 号

川崎市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の分限に関する条例（昭和 26 年川崎市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（降給の種類）

第 1 条の 3 降給の種類は、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）することをいう。）とする。

第 2 条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第 2 項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 2 項を加える。

2 川崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年川崎市条例第 29 号。以下「給与条例」という。）附則第 33 項の規定の適用を受ける職員に対する第 1 条の 3 の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「及

び川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）附則第33項の規定による降給とする」とする。

- 3 第2条第2項の規定は、給与条例附則第33項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料月額を当該職員に適用される給料月額に100分の70を乗じて得た額とする措置を降給とすること等のため、この条例を制定するものである。